

建設業のための特定技能制度

2021年1月23日(土)

特定社会保険労務士 行政書士 岩瀬事務所
代表 特定社会保険労務士 行政書士 岩瀬孝嗣

■目次

- I 特定技能制度とは
- II 建設業における特定技能制度の概要
- III 受入前に受入企業が行うこと
- IV 受入後に受入企業が行うこと

I 特定技能制度とは

- ✓ 特定技能とは、日本国内で特に深刻化している人手不足の産業分野について、十分な労働力を確保するために2019年4月から新たに誕生した就労系在留資格の一つ。
 - 「人手不足の産業分野」とは、以下の14業種のことをいう。
 - ①介護業②ビルクリーニング業③素形材産業④産業機械製造業
 - ⑤電気・電子情報関連産業⑥建設業⑦造船・船用工業⑧自動車整備業⑨航空業⑩宿泊業⑪農業⑫漁業⑬飲食料品製造業⑭外食業

- ✓ これまでは、「単純労働」が不可であったが、特定技能を取得すれば可能となる。
 - 単純労働が可能となることにより、深刻な人手不足の解消を目指す。

- ✓ 特定技能は、各業種の人材不足状況を鑑み、受け入れ人数の上限が各業種で定められている。
 - 建設業は、40,000人を予定。

- ✓ 特定技能は、「特定技能1号(相当程度の知識又は経験を有する外国人)」と「特定技能2号(熟練した技能を有する外国人)」の2つに分かれる。
- ✓ 「特定技能2号」になるためには、「特定技能1号」の在留資格を保持しており、かつ「技能試験」に合格していることが必要。 ※法務省資料より抜粋

特定技能1号のポイント

- 在留期間：1年，6か月又は4か月ごとの更新，**通算で上限5年**まで
- 技能水準：試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 日本語能力水準：生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
- 家族の帯同：基本的に認めない
- 受入れ機関又は登録支援機関による**支援の対象**

特定技能2号のポイント

- 在留期間：3年，1年又は6か月ごとの更新
- 技能水準：試験等で確認
- 日本語能力水準：試験等での確認は不要
- **家族の帯同：要件を満たせば可能（配偶者，子）**
- 受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

- ✓ 特定技能1号になるためには、主に以下の要件を満たすことが必要。
 - ・18歳以上であること
 - ・健康状態が良好であること
 - ・日本語試験に合格していること
 - ・技能試験に合格していること
 - ・直接雇用かつフルタイムでの雇用形態であること
 - ・「技能実習2号」以上を良好に終了していること。(技能実習生のみ。)

※学歴要件はなし。

※「フルタイム」とは、原則、労働日数が「週5日以上」かつ「年間217日以上」であって、かつ、「週労働時間が30時間以上」であることをいう。

- ✓ 特定技能2号になるためには、以下の要件を満たすことが必要。
 - ・18歳以上であること
 - ・健康状態が良好であること
 - ・技能試験に合格していること
 - ・直接雇用かつフルタイムでの雇用形態であること
 - ・一定の実務経験を有していること

※技能試験は2021年度より実施予定。

- ✓ 特定技能外国人を受け入れる(雇用)するためには、企業は主に以下の要件を満たすことが必要。
 - 1.労働、社会保険及び租税に関する法令を遵守していること
 - 2.1年以内に特定技能外国人と同種の業務に従事する労働者を非自発的に離職させていないこと
 - 3.1年以内に行方不明者を発生させていないこと
 - 4.欠格事由(5年以内に入出国・労働法令違反がないこと等)に該当しないこと
 - 5.特定技能外国人の活動内容に関わる文書を作成し、雇用契約終了日から1年以上備え置くこと
 - 6.外国人等が保証金の徴収等をされていることを受入れ機関が認識して雇用契約を締結していないこと
 - 7.受入れ機関が保証金の徴収等を定める契約等を締結していないこと
 - 8.支援に要する費用を、直接または間接に外国人に負担させないこと
 - 9.労働者派遣をする場合には、派遣先が上記1から4の各基準を満たすこと
 - 10.労働保険関係の成立の届出等を講じていること
 - 11.雇用契約を継続して履行できる体制が適切に整備されていること(財政状況など)
 - 12.報酬を預貯金口座への振込等により支払うこと
 - 13.分野に特有の基準に適合すること

■ 特定技能(1号)と技能実習生との制度比較

技能実習と特定技能の制度比較 (概要)

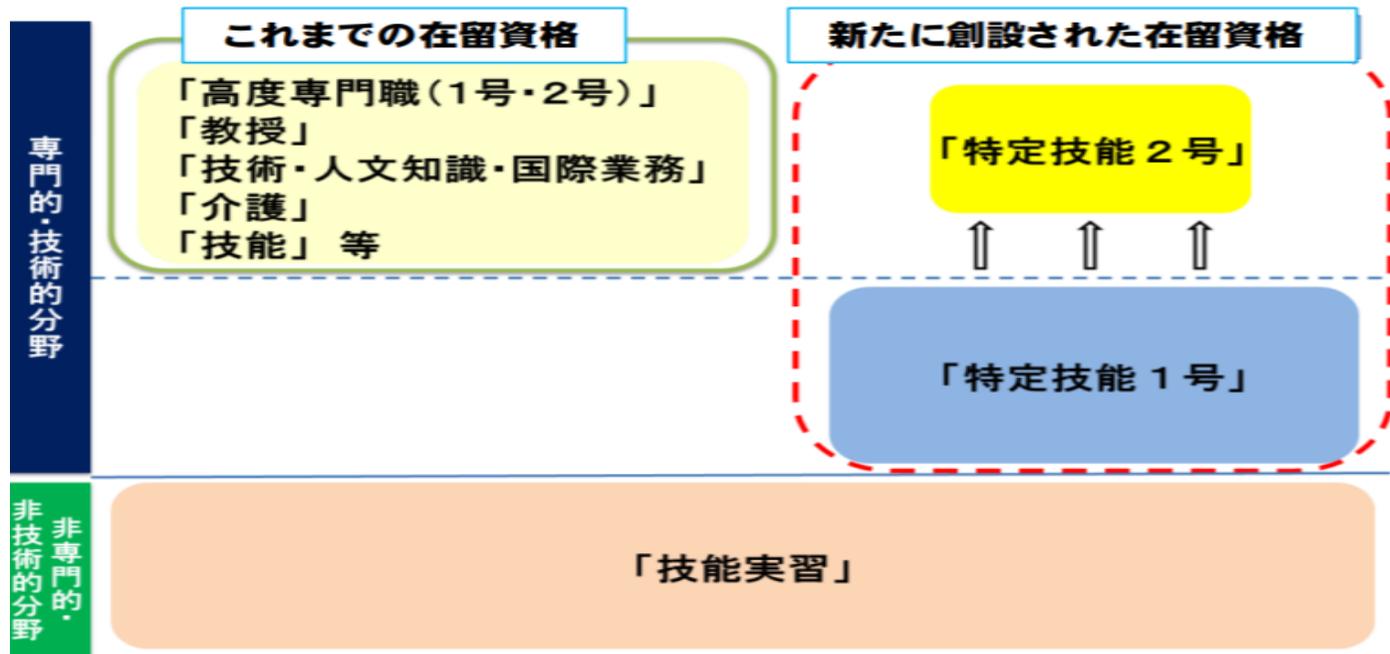


	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律/出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内(合計で最長5年)	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

③

■ 特定技能制度と技能実習制度との関係

【就労が認められる在留資格の技能水準】



※出入国在留管理庁資料より抜粋

- ✓ 技能実習2号(3年間の技能実習)から特定技能1号への移行が可能。
⇒日本語試験、技能試験は免除される。

Ⅱ 建設業における特定技能制度の概要

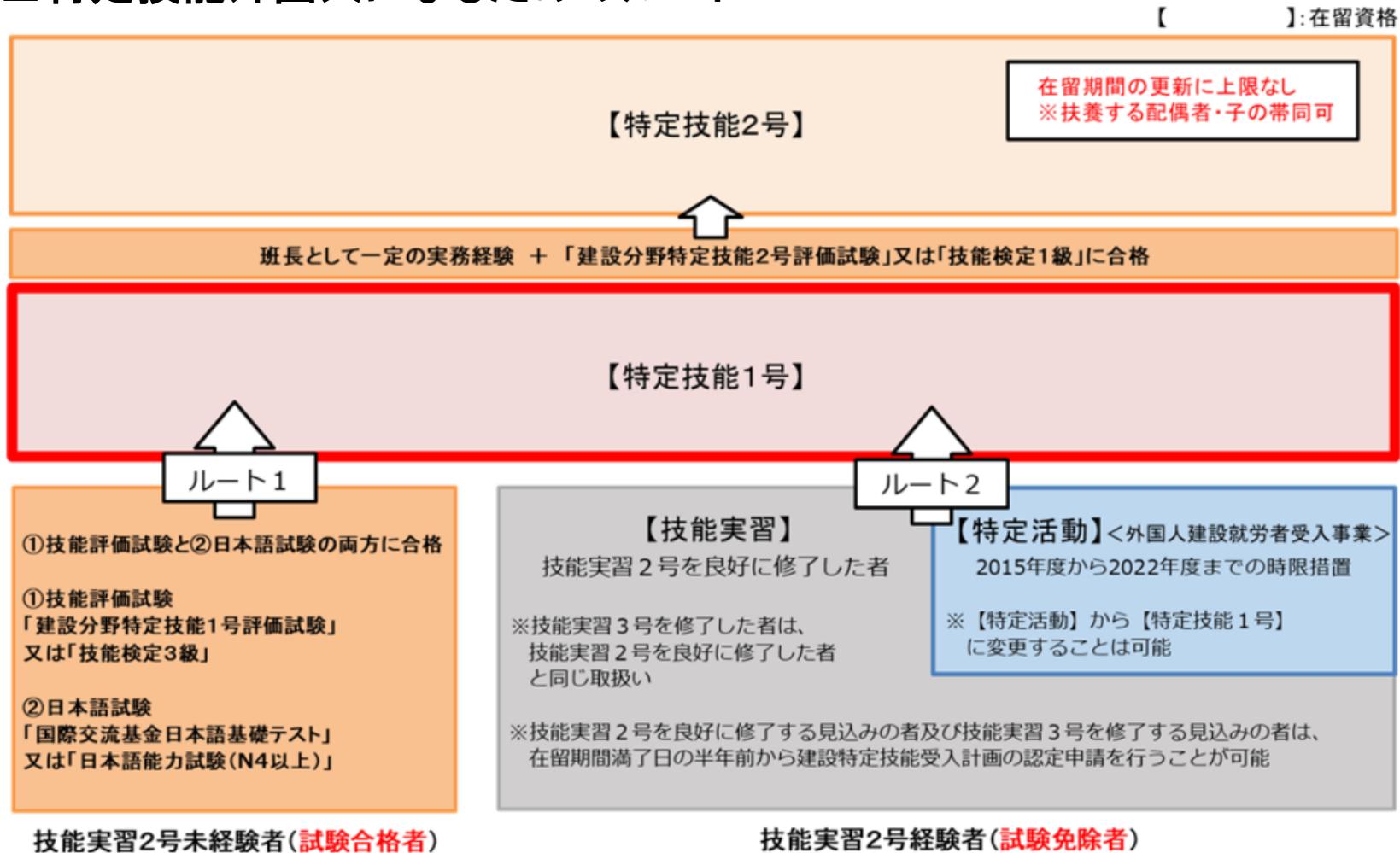
■ 受入対象職種

- ✓ 2020年2月27日までは、型枠施工、左官、コンクリート圧送、トンネル推進工、建設機械施工、土工、屋根ふき、電気通信、鉄筋施工、鉄筋継手、内装仕上げの11職種についてのみ、1号特定技能外国人の受入れが認められていた。
- ✓ 2020年2月28日に「とび、建築大工、配管、建築板金、保温保冷、吹付ウレタン断熱、海洋土木工」の7職種が追加され、計18職種において受入れが可能になった。
- ✓ 「トンネル推進工」、「土工」、「電気通信」、「鉄筋継手」、「吹付ウレタン断熱」、「海洋土木工」については、技能実習に該当職種がないため、別途技能評価試験を受験し、合格することが必要。

■ 受入対象職種の業務内容

- ✓ 受入対象職種が合致していても、「特定の分野に係る特定技能外国人受入れに関する運用要領—建設分野の基準について—」(運用要領ガイドライン)の別表6-2から6-19に定められた業務に合致する必要がある。(資料1参照)
URL(建設分野における運用要領ガイドライン):
<https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/content/001338635.pdf>
- ✓ 専ら「想定される関連業務」のみを行わせるのは認められないが、関連業務以外であっても、日本人が通常行う作業準備、運搬、片付け等の建設工事に該当しない業務を付随的に行うことは可能。
- ✓ 技能実習からの移行の場合、全ての職種、業務が移行可能ではないので注意。(資料2参照)

■特定技能外国人になるためのルート



※JAC(建設技能人材機構)より抜粋。

■ 受入対象職種と技能評価試験の対応関係

- ✓ 「建設分野特定技能1号評価試験」は、「JAC(建設技能人材機構)」が主催し、「技能検定」は、「中央職業能力開発協会」が主催。
 - ・JAC(建設技能人材機構) : <https://jac-skill.or.jp/#over>
 - ・中央職業能力開発協会(JAVADA) : <https://www.javada.or.jp/>

- ✓ 「建設分野特定技能1号評価試験」と「技能検定3級試験」はリンクしていない職種があるので注意。
 - ⇒例1)コンクリート圧送
 - 建設分野特定技能評価試験: 受験可
 - 技能検定3級試験: 受験不可
 - 例2)とび
 - 建設分野特定技能評価試験: 受験不可(準備中)
 - 技能検定3級試験: 受験可
 - 例3)吹付ウレタン断熱
 - 建設分野特定技能評価試験: 受験不可(準備中)
 - 技能検定3級試験: 受験不可

■特定技能外国人の確保ルート

(1) 日本国内に在留している外国人を受け入れる

- ・技能実習2号を良好に終了する見込みの者
- ・技能実習3号を終了する見込みの者
- ・外国人建設就労者(特定活動)
- ・技能評価試験と日本語試験を両方合格した留学生等

(2) 海外から来日する外国人を受け入れる

- ・技能実習2号を良好に終了して帰国した者
- ・技能実習3号を終了して帰国した者
- ・外国人建設就労者(特定活動)を終了して帰国した者
- ・技能評価試験と日本語試験を両方合格した留学生等

- ✓ 技能実習からの移行の場合、実習が終了していないと移行不可。
⇒「外国人建設就労者」の場合は、在留期間満了日を待つことなく変更可能。
- ✓ 建設業務は、有料職業紹介事業による人材斡旋は不可。

■1号特定技能外国人の受入人数の制限(建設業特有のルール)



(注) 上記の「常勤職員」には、①～③は含まない。

- ① 1号特定技能外国人
- ② 外国人建設就労者
- ③ 技能実習生

※JAC(建設技能人材機構)の資料を抜粋

■巡回指導・母国語相談ホットライン業務

- ✓ 巡回指導とは、受入企業及び1号特定技能外国人に対する巡回訪問による指導及び助言。原則として「1年に1回」以上の頻度で「全ての受入企業」を巡回訪問を行う。
⇒労働関係法令等の法令遵守状況、特定技能外国人の処遇、就労状況等についてヒアリングを実施し、必要な指導及び助言を行う。
- ✓ 「母国語相談ホットライン」とは、1号特定技能外国人からの苦情又は相談に応じて、母国語等により受入企業を介さずに直接対応する業務。
- ✓ JACは、次の行為を発見した場合は、改善指導を行ったうえで当該指導内容を国土交通大臣に報告する。
 - ・認定受入計画に違反する行為
 - ・労働関係法令、入管法令その他関係法令への違反が疑われる行為
 - ・1号特定技能外国人の適正な就労環境の確保に支障をきたす行為
- ✓ 実施自体は、国際建設技能振興機構(FITS)に委託されている。

Ⅲ 受入前に受入企業が行うこと

■特定技能外国人受入の流れ

①JAC(建設技能人材機構)への加入



②建設業法第3条許可の取得(新規取得や請負金額が500万円未満である場合)



③建設キャリアアップシステムへの登録



④特定技能雇用契約に係る重要事項説明



⑤特定技能雇用契約の締結



⑥建設特定技能受入計画の認定申請



⑦1号特定技能外国人支援計画の作成

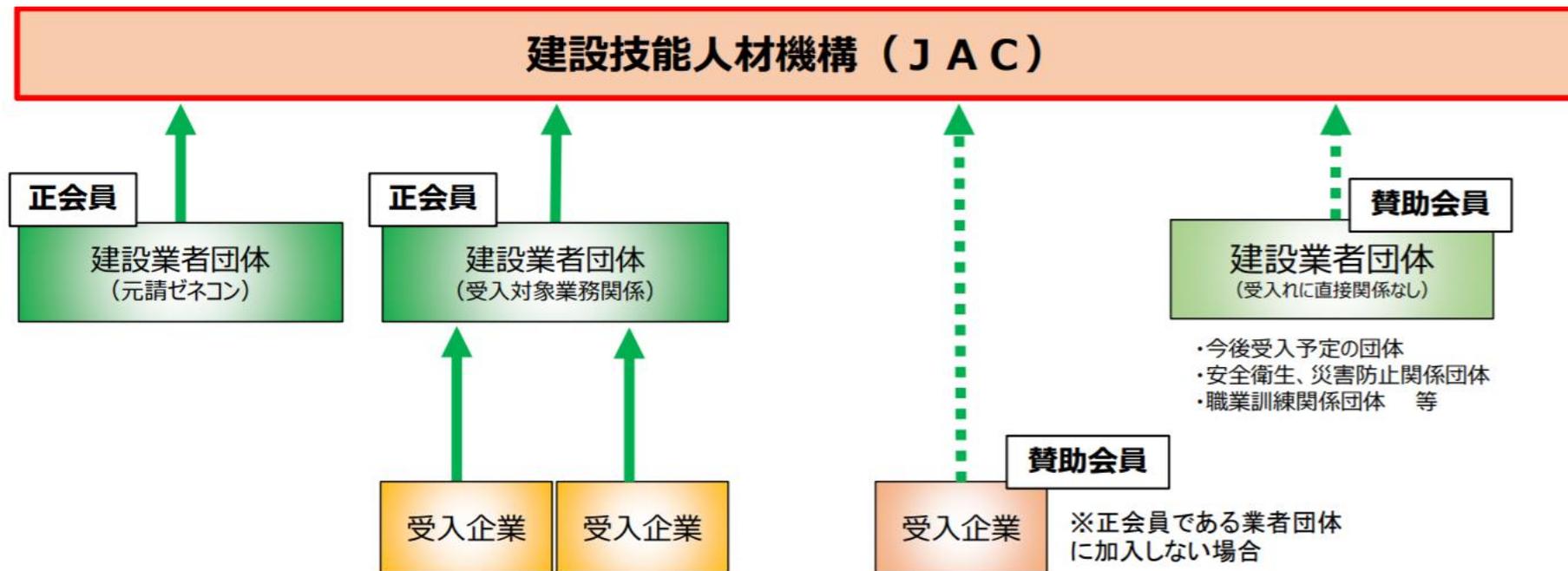


⑧在留資格変更許可申請等



⑨受入報告書の提出

①JAC(建設技能人材機構)への加入



建設業者団体は、以下のいずれかの形でJACに加入

- ・ 特定技能外国人の受入れに直接関係あり → **正会員**
- ・ 特定技能外国人の受入れに直接関係なし → **賛助会員**

受入企業は、以下のいずれか形でJACに加入 (**選択可**)

- ・ 正会員である建設業者団体の会員
- ・ JACの賛助会員

※国土交通省「建設分野における外国人材の受入れ」より抜粋。

✓ JACへの直接的または間接的に加入をしていないと受入不可。

①JAC(建設技能人材機構)への加入

- ✓ 受入企業は、1号特定技能外国人1人につき、毎月下記の金額の「受入負担金」を負担しなければならない。

1号特定技能外国人の区分	1人あたりの受入負担金の月額
試験合格者(JACが行う教育訓練を受けた場合)	20,000円
試験合格者(上記以外の場合)	15,000円
試験免除者(技能実習2号修了者等)	12,500円

- ✓ 受入負担金は、1号特定技能外国人に負担させてはならない。
- ✓ 加入月は「1号特定技能外国人が就労を開始した日」の属する月から加入。
⇒日割計算は行われぬ。

③建設キャリアアップシステムへの登録

- ✓ 建設キャリアアップシステムとは、建設技能者の資格、現場の就業履歴、社会保険の加入状況等を「業界横断的」に登録、蓄積していく仕組みのこと。
- ✓ 一人一人の建設業従事者が、「技術」と「経験」を認め、処遇改善や明確なキャリアパス等を構築するために、2019年4月に創設された制度。
(資料3参照)

※建設キャリアアップシステムホームページ(URL): <https://www.ccus.jp/>

- ✓ 企業として登録する「事業者ID」と、技能者として登録する「技能者ID」の2つがある。
- ✓ 特定技能外国人を受け入れるためには、「事業者ID」及び「技能者ID」の登録を「建設特定技能受入計画」の認定を受ける前に行うことが必要。
- ✓ 特定技能外国人を雇用する場合以外は、登録は義務ではないが、技能レベル判定も行えるので昇給や昇格の客観的な判断材料になる。
⇒申請は、あくまで会社で行う。

④特定技能雇用契約に係る重要事項説明

- ✓ 雇用契約を締結する前に、「雇用契約に係る重要事項説明書」という書類にて以下の事項について、「当該外国人が理解できる言語」を用いて説明して理解をしていることの確認を受けなければならない。(資料4参照)
 - ・毎月の基本給額(月給)
 - ・諸手当の額及び計算方法
 - ・1か月当たりの支払い概算額
 - ・賃金支払い時に控除する項目(税金額や社会保険料等)
 - ・手取り支給額
 - ・業務内容(どのような場所で、どのような業務を行ってもらうのか詳細に記載)
 - ・昇給について(昇給は有にしないと認定は不可)
 - ・安全衛生教育及び技能の習得について
 - ・昇給への反映
 - ・個人情報提供に係る同意について

- ✓ 最後に本人の直筆サインがないと無効となるので注意。

⑤特定技能雇用契約の締結

- ✓ 受入企業は、必ず「雇用契約に係る重要事項事前説明書」を用い、1号特定技能外国人に支払われる報酬予定額や業務内容等について、事前に当該外国人が十分に理解することができる言語を用いて説明し、理解していることを確認する必要がある。
⇒確認手段は、テレビや電話などでも行うことが可能。
- ✓ 特定技能雇用契約の締結の際には、1号特定技能外国人に対し、「同等の技能を有する日本人が従事する場合と同等額以上の報酬を安定的に支払い、技能習熟に応じて昇給を行うとともに、その旨を特定技能雇用契約に明記していること」が必要。(資料4参照)
⇒「安定的に支払う」とは、「月給制」のこと。したがって、時給制や日給月給制は適用不可。
⇒「技能実習2号」を上回る報酬水準であること。
⇒以下の事項も比較して報酬額を決定義務あり。
 - ・事業所が位置する圏域内における同一または類似職種の賃金水準
 - ・全国における同一または類似職種の賃金水準

⑥建設特定技能受入計画の認定申請

- ✓ 建設特定技能受入計画の認定基準は以下のとおり。
 - 1.建設特定技能受入計画(新規申請) ※オンラインにて入力
 - 2.登記事項証明書、住民票(原本)等
 - 3.建設業許可証の写し
 - 4.常勤職員数を明らかにする文書
 - 5.建設キャリアアップシステムの事業者IDを確認する書類
 - 6.JACの会員証又はJACの正会員である建設業者団体の会員証
 - 7.入管法に基づく申請取次資格(弁護士、行政書士又は登録支援機関)を有することを証明する書類 ※取次申請を行う場合のみ
 - 8.ハローワークで求人した際の求人票
 - 9.同等の技能を有する日本人と同等額以上の報酬であることの説明書
 - 10.就業規則および賃金規程
 - 11.同等の技能を有する日本人の賃金台帳
 - 12.同等の技能を有する日本人の実務経験年数を証明する書類
 - 13.特定技能雇用契約書および雇用条件書
 - 14.36協定届、変形労働時間に係る協定書、協定届、年間カレンダー
 - 15.雇用契約に係る重要事項事前説明書の写し
 - 16.建設キャリアアップシステムカードの写し

⑥建設特定技能受入計画の認定申請

- ✓ 認定申請は、「外国人就労管理システム」というサイトで行う。
URL : https://gaikokujin-shuro.keg.jp/gjsk_1.0.0/portal
- ✓ 認定基準は以下のとおり。
 - 1.受入企業は建設業の許可を受けていること。
 - 2.受入企業及び1号特定技能外国人の建設キャリアアップシステムへの登録を行っていること。
 - 3.JACへの加入及びJACが策定した行動規範(資料7参照)を遵守すること
 - 4.1号特定技能外国人の報酬額が同等の技能を有する日本人と同額以上、安定的な賃金支払い(月給制)、技能習熟等に応じた昇給が規定されていること。
 - 5.賃金等の契約上重要事項を書面で事前説明(外国人が十分に理解できる言語)
 - 6.1号特定技能外国人に対し、受入れ後、国土交通大臣が指定する講習・研修を受講させること。
 - 7.国又はFITSによる受入計画の適正な履行に係る巡回指導を受け入れること

⑦1号特定技能外国人支援計画の作成

- ✓ 受入企業は、「1号特定技能外国人支援計画」を作成し、入管への申請の際に一緒に提出しなければならない。

①事前ガイダンス

・雇用契約締結後、在留資格認定証明書交付申請前又は在留資格変更許可申請前に、労働条件・活動内容・入国手続・保証金徴収の有無等について、対面・テレビ電話等で説明



②出入国する際の送迎

・入国時に空港等と事業所又は住居への送迎
・帰国時に空港の保安検査場までの送迎・同行



③住居確保・生活に必要な契約支援

・連帯保証人になる・社宅を提供する等
・銀行口座等の開設・携帯電話やライフラインの契約等を案内・各手続の補助



④生活オリエンテーション

・円滑に社会生活を営めるよう日本のルールやマナー、公共機関の利用方法や連絡先、災害時の対応等の説明



⑤公的手続等への同行

・必要に応じ住居地・社会保障・税などの手続の同行、書類作成の補助



⑥日本語学習の機会の提供

・日本語教室等の入学案内、日本語学習教材の情報提供等



⑦相談・苦情への対応

・職場や生活上の相談・苦情等について、外国人が十分に理解することができる言語での対応、内容に応じた必要な助言、指導等



⑧日本人との交流促進

・自治会等の地域住民との交流の場や、地域のお祭りなどの行事の案内や、参加の補助等



⑨転職支援(人員整理等の場合)

・受入れ側の都合により雇用契約を解除する場合の転職先を探す手伝いや、推薦状の作成等に加え、求職活動を行うための有給休暇の付与や必要な行政手続の情報の提供



⑩定期的な面談・行政機関への通報

・支援責任者等が外国人及びその上司等と定期的(3か月に1回以上)に面談し、労働基準法違反等があれば通報



⑦1号特定技能外国人支援計画の作成

- ✓ 原則として受入企業が全ての支援を自社で行う。ただし、支援体制を有していない場合は、支援の全て(9項目)を一つの「登録支援機関」に委託しなければならない。(資料6参照)
- ✓ 「支援体制を有している」とは、以下の基準を全て満たすことが必要。
 - ①役員又は職員の中から支援責任者(常勤であることを問わない。)と支援担当者(常勤であることが必要。事業所ごとに1名以上を配置することが必要。)を選任すること。(一定の条件に該当する場合に限り、兼任することは可能。)
 - ②外国人が十分に理解できる言語(母国語でなくとも可)で支援を実施することができること。
 - ③支援の状況に関する文書を作成し、雇用契約が終了した日から1年以上保存しておくこと。
 - ④支援責任者及び支援担当者が、1号特定技能外国人に対する指揮命令権を持たない者であり、かつ、欠格事由に該当しないこと。
 - ⑤受入企業が、雇用契約の締結前5年以内又は締結後に、他の1号特定技能外国人に対して1号特定技能外国人支援計画に基づいた支援を怠ったことがないこと。

⑦1号特定技能外国人支援計画の作成

- ✓ ⑥支援責任者又は支援担当者が、外国人及びその指揮命令権を持つ者と3か月に1回以上の頻度で定期的な面談を実施することができること。
- ⑦建設分野に特有の基準に適合すること。 ※現地点ではなし。
- ✓ 上記①～⑦の全てを満たしている場合に限り、支援を受入企業が単体で行うことが可能。逆にいずれかを満たしていない場合は、支援体制を有していないと判断され、支援計画の9項目全てを登録支援機関に委託しなければならない。

⑧在留資格変更許可申請等

- (1) 日本国内に在留している外国人を採用する場合
「在留資格変更許可申請」の手続きが必要。主な該当者は「技能実習2号以上の外国人」や「留学」等。
⇒在留期間満了日の2か月前を目安に申請が可能。
- (2) 海外から来日する外国人を採用する場合
「在留資格認定証明書交付申請」の手続きが必要。主な該当者は、「試験合格者」や「技能実習2号を良好に修了して帰国した者」。
⇒入国予定年月日の3か月前を目安に申請が可能。

⑨受入報告書の提出

- ✓ 受入企業は、1号特定技能外国人を受入れ後、原則として1ヵ月以内にオンラインにて国土交通大臣に報告を行うことが必要。
⇒オンラインは、「外国人就労管理システム」を用いて行う。

IV 受入後に受入企業が行うこと

①受入後講習の受講

- ✓ 受入後講習は、以下の内容を1号特定技能外国人に対して「有償」で行うことが必要。※講習実施期限はおおむね「受入後3ヵ月以内」
 - ・1号特定技能外国人に対して、当該外国人保護の仕組みを情報提供
 - ・二重契約、虚偽申請がないか本人に確認し、不正が見つければ認定取消等厳正に対処すること
- ✓ ただし、JACが外国人の来日前に事前に同様の内容を行っていた場合や、FITSによる事前巡回指導を受けていた場合は免除される。

②FITSによる巡回指導の対応

- ✓ 労働関係法令や入管法等の遵守状況を確認されるので、受け入れて終わりではなく、引き続き遵守することが必要！
⇒特に、労災事故の防止や安全衛生管理体制等は日々意識すべきことなので、特に重要！

③面談の実施(3ヵ月に1回以上)